

低気圧と前線による大雨により被災されたみなさまに対する 託送料金等の特別措置

2024年9月27日
北陸電力送配電株式会社

このたびの低気圧と前線による大雨により被災されたみなさまには、心からお見舞い申しあげます。

地域に存立の基盤を置く当社といたしましては、災害救助法が適用された地域において、家屋損壊などの被害に遭われた需要者のご契約されている小売電気事業者さま、発電者さま、発電契約者さま、および、当社と最終保障供給契約または離島等供給契約をご契約いただいているお客さまからお申し出があった場合に、下記の特別措置を講ずることとし、9月24日、「託送供給等約款以外の供給条件」、「最終保障供給約款以外の供給条件」および「離島等供給約款以外の供給条件」を経済産業大臣に申請し、本日、認可・承認を受けましたのでお知らせいたします。

なお、再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱によるご契約に伴い発生する系統連系受電サービス料金においても同様の措置を講じます。

記

1. 対象地域

2024年9月21日に災害救助法が適用された地域*

【石川県】七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋郡志賀町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町

※今回の低気圧と前線による大雨において、上記以外の市町村で災害救助法が適用された場合または上記以外の市町村で「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」にもとづく激甚災害の対象地域に指定された場合は、当該地域も特別措置の対象といたします。

2. 特別措置の内容

別紙のとおり

以上

別紙：特別措置の内容について

特別措置の内容について

○小売電気事業者さま

被災された電気のご使用者を需要者とする供給地点において、小売電気事業者さまから申出があった場合は、以下のとおりといたします。

① 接続送電サービス料金等の料金算定日の延長

接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の2024年8月分（2024年9月21日以降に支払期日を迎えるものに限ります。）、2024年9月分、10月分および11月料金計算分の供給側料金算定日を、それぞれ1カ月延長します。

② 不使用月の接続送電サービス料金等の免除

被災時から引き続き全く電気を使用されなかった月の接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金は、被災日が属する月分の翌月から6カ月間に限り申し受けません。

③ 工事費負担金の免除

被災時から引き続き全く電気を使用されずに接続供給を廃止され、被災時の契約電力を超えない内容で2025年3月末日までに接続供給を申し込まれた場合は、工事費負担金は申し受けません。

④ 臨時工事費の免除

2025年3月末日までに再建等のために臨時接続送電サービスを申し込まれた場合は、臨時工事費は申し受けません。

⑤ 使用不能設備相当分の基本料金等の免除

電気設備の一部が被災により使用不能となった場合は、その使用不能設備相当分の接続送電サービス料金および臨時接続送電サービス料金の基本料金ならびに予備送電サービス料金は、2025年3月末日まで申し受けません。

⑥ 引込線、計量器等の取付位置変更時に申し受ける工事費の免除

2025年3月末日までに再建等のために引込線、計量器等の取付位置の変更を申し込まれた場合で、被災時の供給方法と同一のときは、原則として、その初回に限り工事費用は申し受けません。

小売電気事業者さまのお問い合わせ先 ※特別措置の適用内容により担当部署が異なります

ネットワークサービスセンター 0570-051-081（ナビダイヤル）

※受付時間 平日 9～12時、13時～17時

託送料金関係（①②⑤） 託送料金課 ナビ[4]

メールアドレス nsc.ryoukin@nw.rikuden.co.jp

工事費負担金関係（③④⑥） 系統連系課 ナビ[5]

メールアドレス nsc.futankin@nw.rikuden.co.jp

○発電者さままたは発電契約者さま

系統連系受電契約をご契約いただいている地点において、被災された発電者さままたは被災された発電者さまとご契約されている発電契約者さまから申出があった場合は、以下のとおりいたします。

① 系統連系受電サービス料金の支払期日の延長※

系統連系受電サービス料金の2024年8月分（2024年9月21日以降に支払期日を迎えるものに限ります。）、2024年9月分、10月分および11月料金計算分の支払期日を、それぞれ1カ月延長します。

② 全く発電または放電しない月の系統連系受電サービス料金の免除※

被災時から引き続き全く発電または放電されなかった月の系統連系受電サービス料金は、被災日が属する月分の翌月から6カ月間に限り申し受けません。

③ 運転不能設備相当分の基本料金の免除※

発電設備の一部が被災により運転不能となった場合は、その運転不能設備相当分の系統連系受電サービス料金の基本料金は、2025年3月末日まで申し受けません。

※「再生可能エネルギー発電設備からの電力供給契約要綱」によるご契約に伴い発生する系統連系受電サービス料金においても、託送供給等約款における特別措置の設定と同様の特別措置を、災害救助法が適用された地域で被災された方からのお申し出に応じて適用します。ただし、①系統連系受電サービス料金の支払期日の延長においては、系統連系受電サービス料金および受給料金等を相殺のうえ、当社からご請求を差し上げる場合のみ適用といたします。

発電者さままたは発電系契約者さまのお問い合わせ先

ネットワークサービスセンター 0570-051-081（ナビダイヤル 4）

※受付時間 平日 9～12時、13時～17時

メールアドレス nsc.ryoukin@nw.rikuden.co.jp

○当社と最終保障供給契約または離島等供給契約をご契約いただいているお客さま

最終保障供給契約または離島等供給契約をご契約いただいている地点において、お客さまから申出があった場合は、以下のとおりとします。

① 電気料金の支払期日（検針日の翌日から30日目）の延長

被災されたお客さまの2024年8月分（2024年9月21日以降に支払期日を迎えるものに限ります。）、2024年9月分、10月分および11月料金算定分の電気料金の支払期日を、それぞれ1カ月延長します。

② 不使用日の電気料金の免除※

被災時から引き続き全く電気を使用されなかった月の電気料金は、2024年9月21日が属する料金算定月から7カ月間に限り、不使用日に相当する電気料金（不使用料金）を申し受けません。

※離島等供給約款[低圧用]の定額電灯、従量電灯、臨時電灯、公衆街路灯、低圧電力、臨時電力および農事用電力の場合は、被災時から引き続き全く電気を使用されなかった月の電気料金を、2024年9月21日が属する料金算定月の翌月から6カ月間に限り申し受けません。（不使用月の電気料金の免除）

③ 工事費負担金の免除

被災時から引き続き全く電気を使用されずに需給契約を廃止され、2025年3月末日までに新たに電気の使用申込みを行なった場合で、その申込みが次のいずれにも該当するときは、工事費負担金は申し受けません。

- (1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。
- (2) 契約負荷設備または契約電力等が、被災時の需給契約の契約負荷設備または契約電力等をこえないこと。

④ 臨時工事費の免除

2025年3月末日までに再建等のために契約期間が1年未満の電気の使用を申し込まれた場合は、臨時工事費は申し受けません。

⑤ 使用不能設備相当分の基本料金の免除

電気設備の一部が被災により使用不能となった場合は、その使用不能設備相当分の基本料金は、2025年3月末日まで申し受けません。

⑥ 引込線、計量器等の取付位置変更時に申し受ける工事費の免除

2025年3月末日までに再建等のために引込線、計量器等の取付位置の変更を申し込まれた場合で、被災時の供給方法と同一のときは、原則として、その初回に限り工事費用は申し受けません。

最終保障供給契約または離島等供給契約をご契約いただいているお客さまのお問い合わせ先

ネットワークサービスセンター 076-442-9939（専用回線）

※受付時間 平日 9～12時、13時～17時

メールアドレス nsc-kanri01@nw.rikuden.co.jp

以上